

2006年11月7日	
連絡先	
総務部	
予算調整室	
電話	059 - 224-2119

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第7条の規定により、平成18年第3回定例会にかかる補助金等評価結果調書及び継続評価実施計画を公表します。

第3号様式(条例第7条第1項関係)

### 補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-2 (17-1-15)	生活交通路線維持費補助金	三重交通株式会社 津市中央1番1号	276,849	<p>(根拠) 三重県バス運行対策費補助金交付要領、[国]バス運行対策費補助金交付要綱</p> <p>(公益性) 国と地方公共団体が、過疎化や高齢化の進行の中、住民の生活に必要な広域幹線のバス路線をシビルミニマムとして維持するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 事業者だけでは維持が困難な広域幹線的なバス路線の運行に対し、国と県が補助金を交付し維持を図ることにより、住民のシビルミニマムとしての移動手段を確保するために必要である。</p> <p>(効果) 事業者から補助申請された全路線へ補助を実施することにより、生活交通路線を維持することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国と県の役割として、広域幹線の路線の維持に補助することは妥当である。</p> <p>(その他) 平成18年度から、すべての補助路線について、市町 事業者と協力してアセスメントを行うとともに、高額補助金交付路線については、事業者に収支改善計画の作成を求めている。これらの情報・状況等を広く情報公開し、市町や事業者、住民等が協働して生活交通を考える環境づくりにつなげていきたい。</p>	交通政策室	
17-2-11 (17-1-14)	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22番83号	100,000	<p>(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 鉄道高速化のための鉄道施設整備を目的としたこの補助金は、公共交通の利便性向上及び沿線地域の活性化に資するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 地域が一体となって進める鉄道の再生及び活性化のために事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 高速化に対応したダイヤ改正や、高速化事業と連携した沿線市町の駅前駐車場整備等のまちづくりにより、対前年度比で7%の利用客増となった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 沿線市町とともに、国と協調補助することが最も効果的である。</p>	交通政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-1 (18-1-2)	四日市港管理組合県負担金	四日市港管理組合 四日市市霞2丁目1-1	1,427,453	(根拠) 四日市港管理組合規約 (公益性) 四日市港管理組合の経費を支弁することを目的としたこの負担金は、指定特定重要港湾である四日市港を管理運営するという理由により公益性を有する。 (必要性) 本県は四日市港管理組合の構成団体であるという理由により、負担金を支出することは必要である。 (効果) 四日市港管理組合が実施する四日市港の整備等により、取扱コンテナ貨物量が過去最高の253万5千トン(平成17年)を記録した。 (交付基準等の妥当性) 四日市港管理組合規約に定められた負担割合に基づき、交付決定している。	交通政策室	
17-4-1 (17-1-1)	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	100,000	(根拠) 電源開発促進対策特別会計法、電源立地地域対策交付金交付規則、電源立地地域対策交付金(移出県枠)事業実施要領 (公益性及び必要性) 本補助金は電源立地地域対策交付金を活用し、地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、電源立地に対する県民の理解と協力を深めることを目的としており公益性とともに必要性を有する。 (効果) 発電用施設周辺地域の市町村が補助金を活用し、企業導入、産業活性化のための事業やスポーツレクリエーション施設、教育文化施設等の公共施設整備等が進められている。 (交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等については、電源立地地域対策交付金交付規則に基づき、国の審査を受け交付決定している。	土地・資源室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-4-2 (17-1-1)	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10番43号	100,000	(根拠) 電源開発促進対策特別会計法、電源立地地域対策交付金交付規則、電源立地地域対策交付金(移出県枠)事業実施要領 (公益性及び必要性) 本補助金は電源立地地域対策交付金を活用し、地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、電源立地に対する県民の理解と協力を深めることを目的としており公益性とともに必要性を有する。 (効果) 発電用施設周辺地域の市町村が補助金を活用し、企業導入、産業活性化のための事業やスポーツレクリエーション施設、教育文化施設等の公共施設整備等が進められている。 (交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等については、電源立地地域対策交付金交付規則に基づき、国の審査を受け交付決定している。	土地・資源室	
17-3-1 (17-1-4)	石油貯蔵施設立地対策等交付金	四日市市 四日市市諏訪町 1番5号	99,400	(根拠) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領 (公益性及び必要性) 本交付金は石油貯蔵施設の周辺地域における公共用の施設の整備を通して住民の福祉向上を図ることにより、石油貯蔵施設設置の円滑化を図ることを目的としており公益性とともに必要性を有する。 (効果) 石油貯蔵施設立地及びその周辺市町村が公共用の施設を整備することにより、住民の福祉向上が図られている。 (交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等が石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則に基づき、国の審査を受け交付決定している。	土地・資源室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-1 (17-1-6)	市町村合併支援 交付金	志摩市 志摩市阿児町 鵜方3098番地 9	100,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 志摩市では、この交付金によりケーブルテレビによる統一的な情報提供等を実施し、住民の一体感の醸成等を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) 組織改正に伴い、18年度からは本庁において事業審査の一元化を行い、一層の効率化を図っている。	地方分権 合 併室	
18-1-2 (17-1-6)	市町村合併支援 交付金	桑名市 桑名市中央町2 丁目37番地	70,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 桑名市では、この交付金により総合支所の空調設備の改修や消防団車庫整備・車両購入等を実施し、旧市町間の格差是正等を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) 組織改正に伴い、18年度からは本庁において事業審査の一元化を行い、一層の効率化を図っている。	地方分権 合 併室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-3 (17-1-6)	市町村合併支援 交付金	いなべ市 いなべ市員弁町 笠田新田111 番地	80,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) いなべ市では、この交付金により小中学校の施設整備を実施し、学校教育の充実を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) 組織改正に伴い、18年度からは本庁において事業審査の一元化を行い、一層の効率化を図っている。	地方分権 合 併室	
18-1-4 (17-1-6)	市町村合併支援 交付金	大紀町 度会郡大紀町 滝原1610番地 の1	100,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 大紀町では、この交付金により電算システムの統合や防災行政無線の整備等を実施し、行政サービスの効率化や防災対策の推進等を行うことができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) 組織改正に伴い、18年度からは本庁において事業審査の一元化を行い、一層の効率化を図っている。	地方分権 合 併室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-5 (17-1-6)	市町村合併支援 交付金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁 目7番29号	90,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 伊勢市では、この交付金によりケーブルテレビの加入促進事業を実施し、情報格差の是正を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) 組織改正に伴い、18年度からは本庁において事業審査の一元化を行い、一層の効率化を図っている。	地方分権 合 併室	
18-1-6 (17-1-6)	市町村合併支援 交付金	松阪市 松阪市殿町13 40番地1	100,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 松阪市では、この交付金により小学校・幼稚園・保育園の耐震補強等を実施し、施設整備水準の均衡等を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) 組織改正に伴い、18年度からは本庁において事業審査の一元化を行い、一層の効率化を図っている。	地方分権 合 併室	

## 補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-7 (17-1-6)	市町村合併支援 交付金	伊賀市 伊賀市上野丸 之内116番地	110,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 伊賀市では、この交付金により電算システムの統合・開発等を実施し、行政サービスの効率化等を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) 組織改正に伴い、18年度からは本庁において事業審査の一元化を行い、一層の効率化を図っている。	地方分権 合 併室	
18-2-1 (17-1-6)	市町村合併支援 交付金	津市 津市西丸之内2 3番1号	220,000	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。 (必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。 (効果) 津市では、この交付金により道路整備や消防車両購入等を実施し、都市基盤の整備や防災対策の推進等を図ることができた。 (交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。 (その他) 組織改正に伴い、18年度からは本庁において事業審査の一元化を行い、一層の効率化を図っている。	地方分権 合 併室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-8 (17-1-7)	輪中振興計画推進事業費補助金	木曾岬町 桑名郡木曾岬町西対海地25 1	238,657	<p>(根拠) 輪中振興計画及び輪中振興計画推進事業実施要綱</p> <p>(公益性) 輪中地域における「住民の安全確保に資する事業」、干拓地へのアクセス整備等交流促進に資する事業」を推進するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 河川に囲まれた輪中地域において、地盤沈下、浸水被害等厳しい地域環境を改善し、住民の安全確保を図るとともに、木曾岬干拓地のより有効な活用を図るために必要である。</p> <p>(効果) 事業を実施することにより風水害を受けやすい輪中地域の住民の安全を確保するとともに、干拓地へのアクセス整備をすすめることができた。</p> <p>(交付基準の妥当性) 県の役割として、防災機能の維持と充実を図るとともに、地域発展の基盤整備に補助することは妥当である。</p> <p>(その他) 輪中振興計画及び同計画補助金交付要綱において、計画期間(平成9~18年度)中の事業について、町の実施する事業の1/2を補助することとしているため、平成18年度までは補助金を支出することとしている。</p>	地域づくり支援室	



補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-9 (17-1-8)	輪中振興計画推進事業費補助金	桑名市 桑名市中央町 二丁目37番地	175,000	<p>(根拠) 輪中振興計画及び輪中振興計画推進事業実施要綱</p> <p>(公益性) 輪中地域における「住民の安全確保に資する事業」、干拓地へのアクセス整備等交流促進に資する事業」を推進するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 河川に囲まれた輪中地域において、地盤沈下、浸水被害等厳しい地域環境を改善し、住民の安全確保を図るとともに、木曾岬干拓地のより有効な活用を図るために必要である。</p> <p>(効果) 事業を実施することにより風水害を受けやすい輪中地域の住民の安全を確保するとともに、干拓地へのアクセス整備をすすめることができた。</p> <p>(交付基準の妥当性) 県の役割として、防災機能の維持と充実を図るとともに、地域発展の基盤整備に補助することは妥当である。</p> <p>(その他) 輪中振興計画及び同計画補助金交付要綱において、計画期間(平成9~18年度)中の事業について、市の実施する事業の1/2を補助することとしているため、平成18年度までは補助金を支出することとしている。</p>	地域づくり支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-10 (17-1-4)	海洋深層水事業 (海洋深層水取水 施設等整備事業) 補助金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10番43号	210,000	<p>(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱、海洋深層水事業補助金交付要領 (公益性及び必要性) この補助金は、尾鷲市の実施する海洋深層水の取水施設等整備に要する経費の一部を補助することにより、海洋深層水を利用した地場産業のブランド化による地域の活性化を目的とするものであり、公益性とともに必要性を有する。</p> <p>(効果) 尾鷲市の実施する海洋深層水の取水施設等整備に要する経費の一部を補助することにより、海洋深層水を利用した地場産業のブランド化による地域の活性化が図られている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 交付決定額は、海洋深層水事業補助金交付要領に基づいたものであり、妥当である。</p>	東紀州対策 室	

継続評価実施計画

(部局名:政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
17-2-11 (17-1-14)	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22番83号	平成17~18年度	100,000	89,210	10,790	平成19年度	平成17年度計画事業のうち、未完了部分(交付額10,790千円)について平成18年度に繰越したため。	交通政策室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-1 (16-2-4)	海洋深層水事業 (海洋深層水取水施設等整備事業)補助金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10番43号	平成16~17 年度	290,000	267,900	<p>(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱、海洋深層水事業補助金交付要領 (公益性及び必要性) この補助金は、尾鷲市の実施する海洋深層水の取水施設等整備に要する経費の一部を補助することにより、海洋深層水を利用した地場産業のブランド化による地域の活性化を目的とするものであり、公益性とともに必要性を有する。</p> <p>(効果) 尾鷲市の実施する海洋深層水の取水施設等整備に要する経費の一部を補助することにより、海洋深層水を利用した地場産業のブランド化による地域の活性化が図られている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 交付決定額は、海洋深層水事業補助金交付要領に基づいたものであり、妥当である。</p>	完了	東紀州対策室	

補助金等評価結果調書

( 部局名 総務部 ) ( 単位 : 千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-1 (17-2-1)	三重県職員互助会 助成金	(財)三重県職員互助会 津市広明町13	126,819	<p>(根拠) 地方公務員法、三重県職員等の共済制度に関する条例、総務部関係補助金等交付要綱</p> <p>三重県職員の福利増進を図ることを目的としたこの補助金は、地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するために補助するものであり、職員の公務能率を増進させることにより地方公共団体の行政の能率的な運営をはかることに資するものである。</p> <p>県が地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するにあたり、対象・目的が同じである三重県職員互助会に対し助成し、事業を実施するのが最も効率的・効果的である。</p> <p>この事業を実施することにより、職員の資質向上のための自己実現等、公務能率の向上を図るための福利厚生事業を幅広く効果的に提供することができ、交付目的である三重県職員の福利増進を図ることができた。</p>	給与福利室	

補助金等評価結果調書

(郵局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-1	隣保館運営費等補助金	津市 津市西丸之内23-1	87,299	(根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる隣保館への支援であり公益性を有する。 (必要性) 社会福祉事業法による地域福祉の推進、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づく「人権教育 啓発に関する基本計画」が定められ隣保館の役割が位置付けられている。開かれたコミュニティーセンターとして、隣保館は地域における生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のため設置運営、各種事業を実施する必要がある。 (効果) 開かれたコミュニティーセンターとしての隣保館の運営、事業の推進に寄与できた。 (交付基準の妥当性) 市町隣保館の運営費と各事業毎に基準額を設けその範囲内で3/4の補助を基本とし交付している。補助金の内、2/3が国より交付されている。	人権 同和室	
18-2-1 (17-3-1)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	263,462	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-2 (17-3-2)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238	708,644	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(郵局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-3 (17-3-3)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 ムノール女子学院 四日市市平尾町2800	200,718	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-4 (17-3-4)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 イスコリオ学園 四日市市追分1丁目9-34	328,007	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-5 (17-3-5)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 享栄学園 名古屋市中区千代田3丁目11-16	542,745	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-6 (17-3-6)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 高田学苑 津市大里窪田町字下沢2865-1	647,255	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-7 (17-3-7)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 セントセブ女子学園 津市大字半田1330	265,855	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-8 (17-3-8)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 梅村学園 名古屋市昭和区八事本町101-2	565,123	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	



補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-9 (17-3-9)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 皇學館 伊勢市神田久志本町1704	410,230	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-10 (17-3-10)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 伊勢学園 伊勢市黒瀬町562-13	174,626	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-11 (17-3-11)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 日生学園 一志郡白山町八対野2739	375,457	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-12 (17-3-12)	私立幼稚園振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	227,926	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-2	私立幼稚園振興補助金	学校法人 あおい学園 四日市市大矢知町2700	114,053	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-3	私立幼稚園振興補助金	学校法人 富田文化学園 四日市市別名5丁目4-31	74,355	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-13 (17-3-13)	私立幼稚園振興補助金	学校法人 宣真学園 鈴鹿市鈴鹿ハイツ5-45	123,196	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-4	私立幼稚園振興補助金	学校法人 大川学園 津市大谷町240	83,425	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-1-1	私立学校教職員退職基金財団補助金	財団法人三重県私立学校教職員退職基金財団 津市上浜町1丁目293-4	152,266	(根拠) 生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を大きく担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 私立学校教職員の相互扶助事業の安定化への支援として、補助金を交付することが必要である。 (効果) 私立学校教職員への退職金支給制度の円滑な運用に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 当財団の事業運営に必要な経費を予算の範囲内で補助しているものであり、私立学校教職員への安定した退職金支給のうえで不可欠である。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-3-14	私立養護学校振興補助金	学校法人養護学校聖母の家学園 四日市市波木町398-1	110,922	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私学の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の10/10の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担(授業料)を求めずに障害児教育を推進するための支援を行っているものである。	青少年 私学室	

## 補助金等評価結果調査

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室名	備考
17-2-1 18-1-1	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	(独法)福祉医療機構 理事長 山口剛彦 東京都港区虎ノ門4 丁目3番13号	379,791	(根拠)社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図ることを目的としたこの補助金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき支給される民間社会福祉施設等の職員の退職手当金の支給に要する費用の一部を、国と県が独立行政法人福祉医療機構に対して補助するものである。 この事業の実施により、利用者本位の福祉サービスの提供のため、社会福祉施設職員の共済制度を充実させ、職員の定着化を図り、質の高い人材の確保するという目標を達成することができた。	地域福祉室	
17-2-9	児童養護施設等整備費補助金	(社福)アパティア福祉会 理事長 桑名 聡 愛知県豊川市平尾町 諏訪下10	221,619	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 「児童福祉法」の規定に基づく児童養護施設等の整備を促進することを目的としたこの補助金は、「児童福祉法」の規定により、市町村、社会福祉法人等が設置する費用に対し、国が1/2、県が1/4を負担することになっている。 この事業の実施により、児童養護施設等の施設整備を進め、要保護児童を適切に保護し、自立支援するための環境整備を図ることができた。 なお、この施設整備は、平成16、17年度の2か年事業となっている。	こども家庭室	
17-2-11	軽費老人ホーム事務費補助金	(社福)青山里会 四日市市山田町 5500-1	113,011	(根拠)三重県軽費老人ホーム補助金交付要領及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 軽費老人ホームの入居者負担を軽減し、もって高齢者福祉サービスの向上を図ることを目的としたこの補助金は、軽費老人ホームの運営に必要な事務費に対し、県として補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという施策について、収入が少ない高齢者でも安心して入居し生活できる環境整備を図ることができた。	長寿社会室	
17-2-12	軽費老人ホーム事務費補助金	(社福)長茂会 尾鷲市南浦4584-3	91,791	(根拠)三重県軽費老人ホーム補助金交付要領及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 軽費老人ホームの入居者負担を軽減し、もって高齢者福祉サービスの向上を図ることを目的としたこの補助金は、軽費老人ホームの運営に必要な事務費に対し、県として補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという施策について、収入が少ない高齢者でも安心して入居し生活できる環境整備を図ることができた。	長寿社会室	

17-2-15	心身障害者医療費補助金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内23 - 1	112,579	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-16	心身障害者医療費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1 - 5	185,056	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-17	心身障害者医療費補助金	松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340 - 1	106,710	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-18	心身障害者医療費補助金	桑名市 市長 水谷元 桑名市中央町 2 - 37	79,127	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	

17-2-19	心身障害者医療費補助金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸 1 - 18 - 18	111,979	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-20	心身障害者医療費補助金	伊賀市 市長 今岡睦之 伊賀市上野丸之内 116	75,928	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-21	乳幼児医療費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1 - 5	100,550	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 乳幼児に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
17-2-22	乳幼児医療費補助金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸 1 - 18 - 18	82,227	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 乳幼児に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	

17-2-42	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)風薫会 四日市市高砂町7-6	150,646	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
17-3-1	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(医)北勢会 理事長 佐藤貴志 いなべ市北勢町麻生田 1953	75,216	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
17-3-2	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)四季の里 理事長 田中昌治 四日市市山田町向山 836-1	100,041	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
17-3-3	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)夢の郷 理事長 羽田嘉寿郎 津市城山1-8-16	98,945	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	



17-3-4	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)愛恵会 理事長 齋藤純一 松阪市下村町字覚部 2203-1	105,610	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
17-3-5	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)ジェイエイみえ会 理事長 前田美種 鈴鹿市岸岡町589-6	80,735	(根拠)精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 精神障害者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
18-1-3	障害者施設整備事業費補助金	(社福)三重済美学院 理事長 中村文裕 伊勢市辻久留3-17-5	237,956	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障害者福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、障害者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この施設整備は、老朽化した知的障害者更生施設を改築するものであり、地域の障害福祉サービスの向上と利用者の安全・快適性を図るために効果的である。	障害福祉室	
18-1-2	北勢健康増進センター整備事業費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1番5号	103,741	(根拠)北勢健康増進センター整備事業費補助金交付要綱 地域住民の健康回復、健康増進を推進するため、四日市市が行う北勢健康増進整備事業費を一部補助する。 この事業の実施により健康づくりと保健予防の推進を図った。	健康づくり室	
18-2-41	救命救急センター運営費補助金	日本赤十字社三重県支部 副支部長 津市栄町1丁目891	89,892	(根拠)医療施設運営費等補助金交付要綱 重篤救急患者の医療の確保を目的としたこの補助金は、三次救急医療機関(救命救急センター)の協力により実施が可能な事業であり、救命救急センターの安定した運営の確保を目的とし補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三次救急医療体制を確保している。	医療政策室	

18-2-43	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)三重健寿会 三重郡朝日町大字柿 字熊之田564	165,286	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
18-2-44	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)博愛会 鈴鹿市長法寺町字権 現768	94,449	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
18-2-45	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)白壽会 津市栗真中山町字下 沢84-2	181,815	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
18-2-46	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)敬親会 伊賀市山出字金坪 2220-10	70,836	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
18-2-47	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)育心会 多気郡多気町大字四 足田字コウボシ580	165,286	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	

18-2-48	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)慈恵会 伊勢市村松町3294-1	141,673	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
18-2-49	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)洗心福社会 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4152	118,063	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
18-2-50	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)青山里会 四日市市山田町字大久5500-1	129,867	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
18-2-51	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)賀集会 伊勢市宇治浦田3丁目802-1	118,063	(根拠)平成17年度地域介護・福祉空間整備等交付金交付要綱 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
18-2-53	心身障害児(者)居宅生活支援事業費補助金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内23-1	82,185	(根拠)在宅福祉事業費補助金等交付要綱 在宅の障害児(者)にホームヘルパーの派遣、デイサービス事業、短期入所事業を実施する市、町に対し、支援費の一部を補助することが必要である。補助金以外に居宅生活を支援する方策が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、障害児(者)の地域自立生活の一助とすることができた。	障害福祉室	

18-2-54	障害者施設訓練等 支援事業費負担金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内 23- 1	101,610	<p>(根拠)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱等          障害者で医学的治療、生活訓練、職業訓練を必要とする者や、在宅で自立困難な者を入所させ、必要な保護を行い、リハビリテーションなどを行うことで、福祉の向上を図ることを目的としたこの負担金は、県として事業を実施する市町に支援を行うことが必要であり、負担金以外に施設を運営する財源が無いことから、市町に負担金を交付することが最も効果的な方法である。          なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。</p>	障害福祉室	
---------	----------------------	-------------------------------	---------	--	-------	--

第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室名	備考
			事業期間	交付総額						
18-1-3	障害者施設整備事業費補助金	(社福)三重済美学院 理事長 中村文裕 伊勢市辻久留3-17-5	H17	237,956	237,956	0	平成19年9月	国庫補助金の追加交付に伴い、補助金の一部を繰り越す必要が生じ、事業の完了が平成18年度になったため。	障害福祉室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-9	児童養護施設等整備費補助金	(社福)アパティア福祉会 理事長 桑名 聡 愛知県豊川市平尾町諏訪下10	H16～H17	378,038	221,619	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金 交付要綱 「児童福祉法」の規定に基づく児童養護施設等の整備を促進することを目的としたこの補助金は、「児童福祉法」の規定により、市町、社会福祉法人等が設置する費用に対し、国および県が補助を行うことになっている。 この事業の実施により、児童養護施設等の施設整備を進め、要保護児童を適切に保護し、自立支援をするための環境整備を図ることができた。	完了	こども家庭室	
17-2-10	保育所整備費負担(補助)金	(社福)洗心福祉会 理事長 山田俊郎 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4152	H16～H17	100,084	24,020	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金 交付要綱 「児童福祉法」の規定に基づく保育所の整備を促進することを目的としたこの補助金は、「児童福祉法」の規定により、市町村、社会福祉法人等が設置する費用の国が1/2、県が1/4を負担することになっている。 この事業の実施により、保育所の施設整備を進め、子育て環境の整備を図ることができた。	完了	こども家庭室	

補助金等評価結果調書

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	チーム名	備考
17-3-1	林道事業費補助金	松阪市 松阪市殿町1340番地1	116,081	(根拠) 環境森林部関係補助金交付要綱 (公益性) 林道の整備により、森林整備が促進され、森林の持つ公益的機能が増進される。また、山村での定住環境を改善することにより、森林整備の担い手の確保を促進する。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備を支える山村地域を活性化するとともに、森林整備の基盤づくりを行うことが必要である。 (効果) 林道事業の実施により、自然との共生の確保という施策(目標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備)を推進することができた。 (交付基準等の妥当性) 森林所有者自ら森林整備を促進することが効率的であることから、補助金を交付し森林整備を促すことが最も効果的な方法である。	森林保全室	
18-1-1 (17-2-9)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市井戸町796番地	162,431	"	森林保全室	
18-2-1	浄化槽設置促進事業補助金	津市 津市西丸之内23番地1	77,258	(根拠) 浄化槽設置促進事業実施要綱及び同交付要領 (公益性) 生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担。 (必要性) 公共用水域の水質保全のため、下水道終末処理場と同等の処理性能を持ち、水質改善効果の発現も早い浄化槽の整備を推進。 (効果) 津市内において、597基の浄化槽整備を行い、生活系の汚濁負荷の排出削減が得られた。 (妥当性) 生活排水処理基本計画に基づき浄化槽整備を進める市町に対する補助制度であり、市町の地域特性に応じた生活排水対策の推進に効果的である。 (その他) 当該県費補助事業は生活排水処理基本計画に基づき浄化槽整備を行う市町に対し、実施要綱に掲げる採択条件のもと行うものであり、交付先が特定の者に限定されることはない。	水質改善室	

補助金等評価結果調書

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	チーム名	備考
18-2-2	林道施設災害復旧事業費補助金(平成17年度)	松阪市 松阪市殿町1340番地1	219,083	(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより、森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮される。 (必要性) 森林の公益的機能を発揮させるためには、森林整備の推進が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 (効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という施策(目標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備)を増進することができた。 (交付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の復旧が可能である。	森林保全室	
18-2-3	林道施設災害復旧事業費補助金(平成17年度)	大台町 多気郡大台町大字 佐原750番地	1,148,746	"	"	
18-2-4	林道施設災害復旧事業費補助金(平成17年度)	紀北町 北牟婁郡紀北町海山区 相賀495番地8	262,219	"	"	
18-3-3 (18-1-1)	森林環境創造事業費補助金	大台町 多気郡大台町大字 佐原750番地	78,671	(根拠) 三重県環境森林部関係補助金交付要綱 (公益性) 公共財として位置づける環境林の有している公益的機能を高めることは、広域的な社会便益を発生させる。 (必要性) 森林の公益的機能を高めるためには、森林整備を実施し、管理していくことが不可欠である。 (効果) 森林整備の実施により、自然との共生の確保という施策(目標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備)を増進することができた。 (交付基準等の妥当性) 環境林に区分された森林を対象とすることで、施策の重点投資が可能である。	"	



第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	全体計画		当該年度 の交付額	翌年度以 降の交付 予定額	評価を行 う時期	継続して評価を行う理由	チーム名	備考
			事業期間	交付総額						
17-3-1	林道事業費補助金	松阪市 松阪市殿町1340番 地の1	H17～H18	116,081	70,976	45,105	H19	繰越によるため	森林保全室	
18-1-1 (17-2-9)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市井戸町796番 地	H17～H18	162,431	75,619	86,812	H19	繰越によるため	〃	
18-2-2	林道施設災害復旧 事業費補助金 (平成17年度)	松阪市 松阪市殿町1340番 地の1	H17～H18	219,083	159,574	59,509	H19	繰越によるため	〃	
18-2-3	林道施設災害復旧 事業費補助金 (平成17年度)	大台町 多気郡大台町大字 佐原750番地	H17～H18	1,148,746	387,122	761,624	H19	繰越によるため	〃	
18-2-4	林道施設災害復旧 事業費補助金 (平成17年度)	紀北町 北牟婁郡紀北町海 山区相賀495番地8	H17～H18	262,219	95,289	166,930	H19	繰越によるため	〃	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	チーム名	備考
			事業期間	交付総額					
16-4-1 (16-2-1)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市井戸町796番地	H16～H17	129,450	84,414	(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより、森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮される。 (必要性) 森林の公益的機能を発揮させるためには、森林整備の推進が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 (効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という施策(目標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備面積)を増進することができた。 (交付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の復旧が可能である。	無	森林保全室	
16-4-2 (16-2-2)	林道事業費補助金	松阪市 松阪市殿町1340番地1	H16～H17	116,255	23,610	〃	〃	〃	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	チーム名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-1	林道施設災害復旧事業費補助金(平成16年度)	大紀町 度会郡大紀町滝原 1610番地1	H16～H17	88,953	60,879	(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより、森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮される。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備の推進が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 (効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という施策(目標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備)を増進することができた。 (交付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の復旧が可能である。	無	森林保全室	
17-2-2	林道施設災害復旧事業費補助金(平成16年度)	紀伊長島町 北牟婁郡紀伊長島町 2141番地	H16～H17	282,147	278,829	〃	〃	〃	
17-2-3	林道施設災害復旧事業費補助金(平成16年度)	森林組合おわせ 北牟婁郡海山町便 入山200番地	H16～H17	147,580	141,365	〃	〃	〃	
17-2-4	林道施設災害復旧事業費補助金(平成16年度)	美杉村 一志郡美杉村八知 5828番地1	H16～H17	95,520	25,566	〃	〃	〃	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	チーム名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-5	林道施設災害復旧事業費補助金(平成16年度)	安濃町 安芸郡安濃町大字 川西1310番地	H16~H17	72,135	67,154	(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより、森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮される。 (必要性) 森林の公益的機能を発揮させるためには、森林整備の推進が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 (効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という施策(目標:公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備面積)を増進することができた。 (交付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の復旧が可能である。	無	森林保全室	
17-2-7 18-3-2 (17-2-8)	林道施設災害復旧事業費補助金(平成16年度)	大台町 多気郡大台町大字 佐原750番地	H16~H17	509,839	400,788	"	"	"	合併後
18-3-1 (17-2-6)	林道施設災害復旧事業費補助金(平成16年度)	松阪市 松阪市殿町1340番地1	H16~H17	382,251	234,541	"	"	"	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-3 (17-4-1)	地域水産物供給 基盤整備事業費 補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	165,020	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点として小浜漁港他1漁港で防波堤、護岸、及び用地等の整備を行い、高波等の発生時にも安全に漁船を係留及び漁業活動が出来るよう施設の機能の増進と安全性の確保に努めた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-8	地域水産物供給基盤整備事業費補助金	桑名市 桑名市中央町2-37	111,120	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点として伊曾島漁港内の水門が老朽化により危険度が高いことから、停泊施設としての安全性、漁港への入出航の安全性等漁業者が安心して漁業に従事出来るよう施設の整備を行い、機能の増進と安全性の確保に努めた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-9	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1 - 5	156,046	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-6 (17-4-2)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18 -18	616,100	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	



補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-7 (17-2-11)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	亀山市 亀山市本丸577	113,625	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-9 (17-2-12)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	186,850	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-13	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	170,690	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-8 (17-2-14)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	菰野町 三重郡菰野町大字 潤田 1250	148,470	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-15	農村総合整備統合補助事業費補助金	伊勢市 伊勢市岩淵1-7 -29	189,950	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農業の条件整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、「生産と生活の調和のあるむらづくり」農畜産物の安定供給に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 団体営農村総合整備事業の実施により、農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、活力ある農村地域社会を発展させることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成16～18年度の3ヶ年県民しあわせプランの重点プログラムの中で、当事業の農業集落道を緊急避難路整備事業として位置づけた。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-16	農村総合整備統合補助事業費補助金	御浜町 南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1	78,600	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農業の条件整備と生活環境基盤整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村の総合的な振興、地域農業の健全な発展、景観が優れ豊かで住み良い農村の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、「生産と生活の調和のあるむらづくり」農畜産物の安定供給」に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 団体営農村振興総合整備事業の実施により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、地域が自ら考え設定する個性ある農村の振興を進展させることができました。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村振興総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成17年度に事業計画の見直しを行い、国の事業制度上、農村振興総合整備統合補助事業からむらづくり交付金へ制度移行したところである。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-4-3 (17-2-17)	団体営中山間地域総合整備事業費補助金	南伊勢町 度会郡南伊勢町 五ヶ所浦 3057	143,450	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部及び平野部に比べ地理的制約等不利な面が多い中山間地域の農業の生産性向上と生活環境基盤整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は中山間地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と、活性化を図るために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、「生産と生活の調和のあるむらづくり」農畜産物の安定供給に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 団体営中山間地域総合整備事業の実施により、中山間地域が有する多面的な機能を生かし、また、立地条件等地域の実情に即した農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、市町自らが策定した活性化計画に基づき中山間地域の活性化を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した中山間地域総合整備事業実施要綱及び中山間総合整備事業補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成18年度中に事業計画の見直しを行い、平成19年度に計画変更を予定しているところである。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-4 (18-1-1)	三重県中小企業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	135,583	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 中小企業にとって情報化対応は、急速に進展する高度情報化社会における企業の経営基盤として不可欠なものであり、また、ものづくり基盤を支える経営基盤の脆弱な県内下請中小企業に対して自立的発展を促す当センターの支援事業は、地域産業の活性化や雇用の確保のために不可欠なことから、財団法人三重県産業支援センターが行う中小企業の経営資源強化及び経営革新等の支援事業の促進を図ることを目的としたこの補助金で県が支援を行うことは妥当であり公益性を有する。</p> <p>(必要性) 情報や資金の不足などから、情報化に必要なハード・ソフトの導入や人材の育成・確保などの問題を抱えていることが多く、社会のIT化が急速に進展するなか、情報化への対応が遅れがちであり、また、発注企業の海外展開、海外部品調達等により下請中小企業者の仕事量が減少するとともに、コストダウン要請、短納期化への対応等を求められ、厳しい経営環境におかれているという理由より、当センターが実施する様々な中小企業への支援事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 中小企業の経営資源を強化し、経営革新等の取り組みを促進するために(財)三重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行ったことにより、地域経済を支える戦略的な産業振興という政策(既存産業の高度化、高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額の全国順位15位)を、目標どおり達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にかかる経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分については、県の補助金以外に資金を確保することは難しく県として補助する必要がある。その内、中小企業支援法において規定された事業については国の補助の効果的な活用を図っている。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成16年度からは専門家派遣事業については重点事業として行ったところである。</p>	産業支援室	



補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-6 (18-1-2)	三重県中小企業 経営改革チャレ ンジ支援事業費 補助金	財団法人三重県産 業支援センター 津市栄町1-891	108,291	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 経営基盤が脆弱な中小企業者が新商品・新技術開発等新たな事業活動を行なうことや、事業戦略の構築や具体的実施課題の解決を図るため専門家を派遣することにより経営改革を図ることは、企業の競争力を強化するとともに沈静化した県内経済を活性化することにつながり、県が支援を行うことは妥当であり公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業にとって長期間の景気低迷や地域間競争、産業構造の変化等の厳しい経済環境の変化のなかにおかれているという理由により、経営の向上のため、自ら経営改革に取り組むための支援事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 中小企業の経営資源を強化し、経営革新等の取り組みを促進するために(財)三重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行ったことにより、地域経済を支える戦略的な産業振興という政策(既存産業の高度化・高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額の全国順位15位)を、目標どおり達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にかかる経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分については、県の補助金以外に資金を確保することは難しく県として補助する必要がある。その内、中小企業支援法において規定された事業については国の補助の効果的な活用を図っている。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-18 (18-2-17)	財団法人三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	213,301	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるとともに、雇用の増大などにより地域経済を活性化させるという理由により、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活発化し、自律的な産業集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援することが不可欠である。この支援施策の経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することが困難であることから、この補助事業の実施が必要である。</p> <p>(効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産・販売・流通)段階に至るまでの各段階への支援を、体系的、総合的に実施したことにより、事業化や起業が促進されるとともに、売上や雇用の増など着実に成長しているベンチャー企業が出ている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>(その他) ベンチャー企業を支援する中核的なサービスについては、県の重点プログラムとして位置づけて、継続的に見直しを図っている。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-8 (18-2-7)	小規模事業支援費補助金	三重県商工会連合会 津市栄町1-891	105,394	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内約7万の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業、経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-12 (18-2-11)	小規模事業支援 費補助金	四日市商工会議所 四日市市諏訪町2 - 5	76,705	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内約7万の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-10 (18-2-9)	小規模事業支援費補助金	津商工会議所 津市丸之内29-14	98,817	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内約7万の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-14 (18-2-13)	小規模事業支援費補助金	志摩市商工会 志摩市阿児町鷺方 3440-1	120,212	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 商工会、商工会議所、県商工会連合会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内約7万の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内広域にわたる多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している地域の商工会等を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、これらの商工会等の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業、経営革新支援)の実施により、売上の増、仕入れ資金の融資、経営改革等が行われ、多くの小規模事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 経営改善普及事業の実施にあたっては、国の小規模企業等経営支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の実施主体となる商工会等に対して補助を行うことが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-3-1	三重産業振興センター関係補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	219,209	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 県内中小企業者の新製品、新技術等の研究開発の支援や、開発された新製品等の展示等を行うことにより、県産業の振興に寄与することを目的とした施設であり、地域産業の活性化や雇用の確保のために重要であることから、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 三重産業振興センター(メッセウイング・みえ)の建設費にかかる補助金であり、国から地域産業創造基盤整備事業として借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による償還額を、三重県と津市が6対4の割合で負担することを内容とした、平成4年9月14日付けの三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚え書きによる。</p> <p>(効果) 施設において企業等が開発した新製品等の展示会、見本市等を通じ、県産業の振興に寄与しており、地域経済を支える戦略的な産業振興という政策(既存産業の高度化・高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額の全国順位15位)を、目標どおり達成することができたとともに平成16年度分の高度化資金を償還することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。また、国から地域産業創造基盤整備事業として借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による償還額を、三重県と津市が6対4の割合で負担することを内容とした、平成4年9月14日付けの三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚え書きにより、適正に補助している。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-15 (17-3-2)	中小企業連携組織対策事業費補助金	三重県中小企業団体中央会 津市栄町1-891	127,041	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 市場の不完全性」 中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を目的とした補助金は、県内中小企業を取り巻く経営環境が一段と厳しい状況にある中、地域経済の活性化や雇用創出を支える主体である中小企業を支援するための組合組織化等の事業であることから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業を取り巻く現状は、情報化、国際化、消費者ニーズの多様化、高度化等の影響を受けて、一段と厳しい環境にあることから、その経営基盤の強化を図るため、県中央会が組合組織化等の諸事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 中小企業者の連携組織の推進と事業協同組合等の指導育成により、中小企業者の組合組織化と適正な運営管理が行われ、既存産業の高度化、高付加価値化の促進に向け、中小企業者の経済的地位の向上が図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国の地域産業集積中小企業等活性化等補助金交付要綱(中小企業連携組織対策事業費補助金)では、県中央会が行う中小企業連携組織の推進等の経費に対して、補助金を交付すると規定されており、また、県中央会は法律上も組合指導を行う団体であることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	



補助金等評価結果調書

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-19 (17-3-3)	三重用水施設管理費負担金	独立行政法人水資源機構 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	114,994	<p>(根拠) 独立行政法人水資源機構法</p> <p>(公益性) 農業用水の安定供給と農業生産基盤の安定を目的としたこの負担金は、水資源の効率的利用に寄与するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農業用水の安定供給と農業生産基盤の安定を図るためには適切な施設管理が重要であるという理由により、本事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 本実施により、農業用水の使用パターンの多様化が求められる中で適切な対応を達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 施設管理にあたっては、多額の経費を要することから、国の補助金及び県の負担金がなければ、適切な管理が不可能なため、県が管理費の一部を負担することは妥当である。</p>	農業基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-3-4	社団法人三重県観光連盟事業費負担金	社団法人三重県観光連盟 会長 藤井賢三 津市島崎町3-1	86,698	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) この事業は、観光関係事業者だけでなく観光情報を入手する多くの人々に利益をもたらす内容であり、県内全域を対象として広域的に取り組むことが効率的、効果的な事業であるという理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 観光振興のうち、県が行う観光情報の発信業務を民間の知恵を生かして効果的に進めるために負担金を交付しているものであり、他の方法では効果が発揮できない。</p> <p>(効果) メディアミックスによる効果的な観光キャンペーンの実施等により三重県の認知度が上がり、三重県のより詳しい情報を求めてホームページにアクセスする人々が増加し、基本事業の数値目標である「観光ホームページへのアクセス件数」を達成した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町や民間事業者との協働により民間のノウハウを生かした効果的な事業展開を行うために、行政及び観光関係団体、民間事業者等で組織する社団法人三重県観光連盟に負担金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	観光交流室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-2 (17-3-5)	経営構造対策事業費補助金	三重中央農業協同組合 津市一志町田尻 595 - 13	198,569	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 安全・安心な食料の供給、農業の環境保全の役割を果たすことを目的としたこの補助金は、地域農業を安定的に継続させるものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 消費者に安全・安心な食料を供給していくことが必要になっていることから、担い手農家の育成を中心に野菜の生産から加工・流通・販売までの体制を確立するとともに、生産履歴の記帳を推進し消費者に新鮮で安全・安心な食料を安定供給し、消費者に支持される産地づくりに取り組むためにも、野菜の加工施設整備が必要である。</p> <p>(効果) 野菜加工施設を導入したことで、消費者の多様なニーズに応えられる安全・安心な食料を安定的に供給する体制を整備することができ、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策(農林水産業を支える生産・経営基盤の充実/食料自給率)を、達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国の強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)及び強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	担い手室	

補助金等評価結果調書

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-3-6	土地改良施設整備補修事業費補助金	三重県土地改良事業団体連合会 津市広明町330	96,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 土地改良施設の整備補修を目的としたこの補助金は、食料の安定供給や土地改良施設の持つ多面的機能の保持につながるという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 近年、農業用排水施設の整備が進展し造成された施設が増加していることから、老朽化していく施設の機能維持のため、土地改良施設整備補修事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 土地改良施設整備補修事業の実施により、「農業生産基盤の整備」という施策について、平成17年度に農業用排水施設53施設を事業完了させることによって達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施は不可能であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	農業基盤室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-3-7	広域漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	121,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点として菅島漁港で橋梁下部工事を行い、安全に漁船を係留し漁業活動が出来るよう施設の整備を図った。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-4 (17-3-8)	漁業集落環境整備事業費補助金	南伊勢町 度会郡南伊勢町 五ヶ所浦 3057	206,800	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持・改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁業集落環境整備事業の実施により、市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道、集落道路及び防災安全施設等集落環境施設の整備を行い、快適で豊かな漁村づくりが図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調査書

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-3 (17-3-9)	漁港漁村活性化 対策事業費補助 金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10-43	530,385	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 水産物の供給基盤としての役割を担っている漁村の活性化を図り、水産物の安定供給を図ることを目的としたこの補助金は、地域内水産業のみならず、観光や流通産業等地域経済の発展に大きく貢献するものであるとともに、施設整備に多額の経費を要することから、国の交付金事業による準公共事業として国の交付金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 消費者に水産物を安定供給するために、国の交付金事業により実施する準公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の交付金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、漁港漁村活性化対策事業費補助金により施設整備を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 海洋深層水の取水施設が整備されることにより、栽培漁業センターで中間育成しているアワビの成長促進や、漁業者による八バノリの陸上養殖への活用、水産加工業者による干物作り等への利用による付加価値の向上等により、水産業の振興及び漁村地域の活性化が図られ、地域の特性を生かした安全で優れた特色のある水産物が安定的に供給される環境づくりが促進され、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策を達成することができる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の強い水産業づくり交付金実施要領(平成17年3月23日付け16水港第3237号水産庁長官通知)及び漁村地域の活性化目標(施設整備事業)に係るメニューの運用について(平成17年3月23日付け16水港第3245号水産庁漁港漁場整備部長通知)に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の交付金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤 室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-5 (17-3-10)	山村振興特別対策事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	102,905	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 外部(不)経済」 過疎化、高齢化の進展が著しい中山間地域の振興を促進することを目的としたこの補助金は、中山間地域の住民と都市住民との生活格差の解消、中山間地域の持つ多面的機能の維持等に大きく貢献していることから公益性を有する。</p> <p>(必要性) 社会経済情勢の変化にともない、中山間地域では基幹産業である農林水産業の低迷による活力の低下や担い手不足が深刻化する一方、中山間地域が有する多様な機能への期待が高まっていることから、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。</p> <p>(効果) 豊かな地域資源を活かした多様な都市と農山漁村の交流促進、自然環境を活かした山村と都市との子ども等相互の体験や学習機会の向上を図ることを目的とした施設を整備することにより、農山漁村での交流人口の増加に寄与する見込みである。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領に基づき国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業の実施が困難である。</p>	農山漁村室	



補助金等評価結果調書

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-3-11	団体営農業集落排水整備支援事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18 -18	91,244	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-4-1	運輸事業振興助成交付金	社団法人三重県トラック協会 津市桜橋3-53-11	450,021	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を目的として、自治事務次官通達(昭和51年11月18日付け自治府第112号)に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するもので、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 昭和51年度の税制改正により、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、自治事務次官通達に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するものである。</p> <p>(効果) この交付金を活用してトラック協会が実施した、低公害車導入に伴う費用の一部助成などの環境対策事業、スピードリミッター装着助成などの安全性の向上、公共共同施設の整備、輸送サービスの改善等の各種事業により、公共輸送機関の利便性を向上させるとともに、産業経済や県民生活を支える公共輸送機関の基盤強化や環境対策等に資することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 自治事務次官通達に基づき、各都道府県知事に交付金の交付が求められていることから、軽油引取税の一部を財源として交付金を交付することが最も妥当で効果的な方法である。</p> <p>(その他) NOx・PM法の施行を受けて、特定自動車排出基準適合車への代替助成など、環境対策への取り組みを強化している。</p>	農水商工総務室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-4-2	家畜排せつ物利用施設整備事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	112,029	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 家畜排せつ物の野積みを解消し、環境負荷を低減することを目的としたこの補助金は、環境と共生した農業・農村の振興を図るとい理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 事業者が、環境にやさしい持続的な生産活動を行うため、家畜排せつ物の適正管理と有機性資源の供給元として機能が求められているが、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とし、補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、堆肥施設等の整備事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 家畜排せつ物処理のための堆肥舎整備の事業の実施により、環境にやさしい持続的な生産活動への取組みという目標を家畜排せつ物の野積みの改善による環境負荷の低減により達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) バイオマスの環づくり交付金交付要綱に基づき、補助金を交付しており妥当である。また、事業主体は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、家畜排せつ物の処理施設を緊急に整備する必要があるという理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	農畜産室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-1	信用保証協会保証料軽減補助金	三重県信用保証協会 津市桜橋3-339	191,302	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 県内企業の9割を超える中小企業の経営基盤の強化と活性化を図らなければ、県内経済の発展もありえない。長引く景気の低迷等により、中小企業の経営基盤は脆弱になっており、民間金融機関の融資だけでは、信用力が弱い中小企業に十分な資金供給ができない状況にある。中小企業の信用力を補完するため、特別法により信用保証協会が設置され、信用保証事業を実施しているが、小規模零細企業など特に信用力の弱い中小企業にとっては、金融機関の貸付金利に加え保証料を負担することが実質的な高金利となり、資金繰りを圧迫することになっている。よって、県が信用保証協会と連携し、低金利、低保証料の県単融資制度を運用し、中小企業の資金調達を補完的に支援することは、中小企業の経営基盤の強化と活性化につながり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県単融資制度の保証料軽減については、県の中小企業金融対策として実施しており、中小企業に直接保証料を補給する代わりに、県が信用保証協会に保証料の補填を行うことを条件に保証料の引下げを行っているものであるが、保証料額自体が国の指導により必要最低限に設定されているため、信用保証協会自体の経営を考慮すると補助金による補填が不可欠である。</p> <p>(効果) 信用保証協会保証料軽減補助事業の実施により、信用力の弱い中小企業に対し、残高で9,000件を超える低利な保証料での融資を行っており、中小企業の資金供給の円滑化と経営基盤の強化を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当該年度の県単融資制度に係る保証債務残高に応じて補助金額(軽減額)を算出し、当該年度の未収保証料として信用保証協会に受け入れられており、補助率2分の1のため過払いが生じない。また、補助対象者として中小企業に直接保証料を補給する方法も考えられるが、個々の申請、交付、保証残高の確認等の事務負担が過大になるため、現行の方法が妥当である。</p>	金融室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-1 (18-1-2)	研究施設 過疎 地域等立地促進 補助金	日本キャボット・マイ クロエレクトロニクス 株式会社 代表取締役 ダマ シェク由美子 津市芸濃町北神山 1287-19	164,792	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 地域間競争の激しい企業誘致にあつては、優遇制度においても他府県への競争力を確保する必要がある。また、企業立地が実現の際には、地域雇用及び県税収入の増加といった目に見える成果に繋がり、県内経済の活性化が図られるため、高い公益性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への研究施設の誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 当該補助金を活用した誘致活動により、既存工場に研究施設が増設され、マザー(拠点)工場としての位置づけがなされた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地 室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-1	研究施設 過疎地域等立地促進補助金	日東電工株式会社 代表取締役社長 竹本 正道 大阪府茨木市下穂積 1-1-2	144,157	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 地域間競争の激しい企業誘致にあつては、優遇制度においても他府県への競争力を確保する必要がある。また、企業立地が実現の際には、地域雇用及び県税収入の増加といった目に見える成果に繋がり、県内経済の活性化が図られるため、高い公益性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への研究施設の誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 当該補助金を活用した誘致活動により、既存工場に研究施設が増設され、マザー(拠点)工場としての位置づけがなされた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-2	東紀州インキュベーションバレー整備事業費補助金	尾鷲市 尾鷲市中央町10 - 43	400,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 地域間競争の激しい企業誘致にあつては、優遇制度においても他府県への競争力を確保する必要がある。また、企業立地が実現の際には、地域雇用及び県税収入の増加といった目に見える成果に繋がり、県内経済の活性化が図られるため、高い公益性を有する。</p> <p>(必要性) 企業の進出が難しい東紀州地域への企業進出を促すための工業用地整備は大変重要であり、当制度がない場合、用地価格が高額になり、当該地域の競争力は著しく低下する。当制度がなければ、企業誘致は困難であると考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 当該補助金を活用して、工業団地を整備することができ、東紀州地域への企業進出につなげることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-3 (17-3-2)	米・麦・大豆生産 総合対策事業費 補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	201,061	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 水稻種子の品質向上、安定生産を図ることを目的としたこの補助金は、主要農作物の生産振興と食料の安定的な供給を行うという理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農業生産の担い手不足、高齢化が進む一方で、食の安全安心への関心が高まるなか、種子の安定生産と確保に向けた生産体制の整備が急務となっているため、事業の実施により施設整備を進める必要がある。</p> <p>(効果) 水稻種子の乾燥調製貯蔵施設の整備により、安全で安心な農産物の安定的な供給という政策を、種子の品質向上と安定生産により達成することができる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 強い農業づくり交付金交付要綱に基づき、国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とする理由から、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	農畜産室	



補助金等評価結果調査

( 部局名：農水商工部 ) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-4	災害復旧事業費補助金(団体営災害復旧事業費補助金)	津市 津市西丸之内23 -1	80,916	<p>(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱</p> <p>(公益性) 農地及び農業用施設の災害復旧を目的としたこの補助金は、農林水産業の維持を図り併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土保全を担うという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農林水産業の基本的な施設である農地及び農業用施設の災害復旧を迅速に行い維持を図ることが、農家経営の安定とひいては食料の安定供給につながるという理由により、団体営災害復旧事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 団体営災害復旧事業の実施により、「農業生産基盤の整備」という施策について、平成17年度に農地及び農業用施設69施設を事業完了させることにより達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、農林水産業者の経済をもって災害復旧を適切かつ迅速に行うことは困難であり、国及び事業主体の補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	農業基盤室	

継続評価実施計画

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
18-1-3 (17-4-1)	地域水産物供給基盤整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1-1	平成17年度	165,020	148,315	16,705	平成19年度	繰越によるため。	水産基盤室	
18-1-9 (17-2-12)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成17年度	186,850	128,800	58,050	平成19年度	繰越によるため	農山漁村室	
17-2-13	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	平成17年度	170,690	160,190	10,500	平成19年度	繰越によるため	農山漁村室	
18-1-8 (17-2-14)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	菰野町 三重郡菰野町大字潤田1250	平成17年度	148,470	111,120	37,350	平成19年度	繰越によるため	農山漁村室	
17-2-15	農村総合整備統合補助事業費補助金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7番29号	平成17年度	189,950	164,730	25,220	平成19年度	繰越によるため	農山漁村室	
18-2-18 (18-2-17)	三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	平成17年度	213,301	150,001	63,300	平成19年度	繰越によるため。	産業支援室	

継続評価実施計画

( 部局名：農水商工部 ) ( 単位：千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
17-3-7	広域漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1-1	平成17年度	121,000	78,600	42,400	平成19年度	繰越によるため。	水産基盤室	
18-1-4 (17-3-8)	漁業集落環境整備事業費補助金	南伊勢町 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057	平成17年度	206,800	140,800	66,000	平成19年度	繰越によるため。	水産基盤室	
18-1-5 (17-3-10)	山村振興特別対策事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成15年度～平成18年度	120,118	102,905	625	平成19年度	全体事業が平成18年度に完了する予定であり平成19年度以降でないと成果が現れないため。	農山漁村室	
18-2-3 (17-3-2)	米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成17年度	171,181	1,221	169,960	平成19年度	繰越によるため。	農畜産室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-21 (17-2-20)	三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	平成16年度	210,000	135,438	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるとともに、雇用の増大などにより地域経済を活性化させるという理由により、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活発化し、自律的な産業集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援することが不可欠である。この支援施策の経費について、財団の自己財源(基金、受益者負担金)を上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することが困難であることから、この補助事業の実施が必要である。</p> <p>(効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産販売流通)段階に至るまでの各段階への支援を、体系的、総合的に実施したことにより、事業化や起業が促進されるとともに、売上や雇用の増など着実に成長しているベンチャー企業が出ている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>(その他) ベンチャー企業を支援する中核的なサービスについては、県の重点プログラムとして位置づけて、継続的に見直しを図っている。</p>	完了	産業支援室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-1 (16-4-1)	地域水産物供給基盤整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3 - 1 - 1	平成16年度	200,806	20,250	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点として小浜漁港他1漁港で防波堤、護岸、及び用地等の整備を行い、高波等の発生時にも安全に漁船を係留及び漁業活動が出来るよう施設の機能の増進と安全性の確保に努めた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町村が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p>	完了	水産基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-2 (16-3-2)  16-3-13	漁業集落環境整備事業費補助金	南伊勢町 (旧南島町) (旧南勢町) 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057	平成16年度	305,525	68,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持・改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁業集落環境整備事業の実施により、市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道、集落道路及び防災安全施設等集落環境施設の整備を行い、快適で豊かな漁村づくりが図られた。その内奈屋浦漁港地区については、排水処理場が完成し、下水道整備率の向上が図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p>	完了	水産基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-5 (16-4-3)	山村振興等特別対策事業費補助金	松阪市 松阪市殿町 1340-1	平成15年度～平成17年度	197,242	195	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 外部(不)経済 過疎化、高齢化の進展が著しい中山間地域の振興を促進することを目的としたこの補助金は、中山間地域の住民と都市住民との生活格差の解消、中山間地域の持つ多面的機能の維持等に大きく貢献していることから公益性を有する。</p> <p>(必要性) 社会経済情勢の変化にともない、中山間地域では基幹産業である農林水産業の低迷による活力の低下や担い手不足が深刻化する一方、中山間地域が有する多様な機能への期待が高まっていることから、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。</p> <p>(効果) 豊かな地域資源を活かした多様な都市と農山漁村の交流促進を図ることを目的とした施設を整備することにより、農山漁村での交流人口の増加に寄与する見込みである。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領に基づき国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業の実施が困難である。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-6 (16-2-12)	山村振興等特別対策事業費補助金	名張市 名張市鴻之台 1-1	平成14年度～平成17年度	93,094	500	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 外部(不)経済」 過疎化、高齢化の進展が著しい中山間地域の振興を促進することを目的としたこの補助金は、中山間地域の住民と都市住民との生活格差の解消、中山間地域の持つ多面的機能の維持等に大きく貢献していることから公益性を有する。</p> <p>(必要性) 社会経済情勢の変化にともない、中山間地域では基幹産業である農林水産業の低迷による活力の低下や担い手不足が深刻化する一方、中山間地域が有する多様な機能への期待が高まっていることから、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。</p> <p>(効果) 高齢者や女性等の生きがい、能力を発揮するために必要な施設を整備することにより、生産、生活の場としての農山漁村の活性化に寄与する見込みである。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領に基づき国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業の実施が困難である。</p>	完了	農山漁村室	



補助金等継続評価結果調書

( 部局名 : 農水商工部 )

( 単位 : 千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-7 (16-2-14)	農村総合整備 統合補助事業 費補助金	伊勢市 伊勢市岩淵1 - 7- 29	平成16年 度	203,050	19,760	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農業の条件整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、「生産と生活の調和のあるむらづくり」農畜産物の安定供給」に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 団体営農村総合整備事業の実施により、農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、活力ある農村地域社会を発展させることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成16～18年度の3カ年県民しあわせプランの重点プログラムの中で、当事業の農業集落道を緊急避難路整備事業として位置づけた。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

( 部局名 : 農水商工部 )

( 単位 : 千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-8 (16-2-15)	農村総合整備 事業費(モデル 型)補助金	伊賀市 伊賀市上野丸 之内116	平成16年 度	84,600	7,050	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農業の条件整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、「生産と生活の調和のあるむらづくり」農畜産物の安定供給」に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農村総合整備事業(モデル型)の実施により、農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、活力ある農村地域社会を発展させることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成15年度に事業計画の見直しを行い、計画変更を実施したところである。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

( 部局名 : 農水商工部 )

( 単位 : 千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-9 (16-2-17)	農村振興総合 整備統合補助 事業費補助金	名張市 名張市鴻之台 1-1	平成16年 度	64,321	25,359	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち遅れている農業の条件整備と生活環境 基盤整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は 無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村の総合的な振興、地域農業の健全な発展、景 観が優れ豊かで住み良い農村の形成のために実施しており また、県民しあわせプランにおいても、「生産と生活の調和の あるむらづくり」「農畜産物の安定供給」に位置づけられてい る。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業 主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となってい る。</p> <p>(効果) 農村振興総合整備統合補助事業の実施により、地域の多様 なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整 備を総合的に実施し、地域が自ら考え設定する個性ある農村 の振興を発展させることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村振興総合整備事業等実施要綱及び農村整 備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を 受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成17年度に事業計画の見 直しを行い、計画変更を実施しているところである。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-3-2 (16-2-22)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	亀山市 亀山市本丸町 577	平成16年度	235,835	43,150	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

( 部局名 : 農水商工部 )

( 単位 : 千円 )

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-3-3 (16-2-23)	団体営農業集 落排水整備促 進事業費補助 金	伊賀市 伊賀市上野丸 之内116	平成16年 度	379,760	92,550	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実 施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水 対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づ けられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要す るため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要 となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又 は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保 全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱 及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国か ら補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助してい る。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
16-4-4 (16-2-24)	団体営農業集 落排水整備促 進事業費補助 金	名張市 名張市鴻之台 1-1	平成16年 度	375,720	72,100	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実 施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水 対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づ けられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要す るため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要 となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又 は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保 全に寄与するための施設整備が進捗した。</p> <p>(交付基準の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱 及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国か ら補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助してい る。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
16-4-2 (16-3-14)	広域漁港整備 事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3 - 1 - 1	平成16年 度	168,250	94,680	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点として菅島漁港で橋梁下部工事を行い、安全に漁船を係留し漁業活動が出来るよう施設の整備を図った。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。また、補助金の執行については、三重県補助金等交付規則第21条により立ち入り調査を実施して、会計処理及び使途が適切である旨確認している。</p>	完了	水産基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
16-3-15	漁港漁村活性化対策事業費補助金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10-43	平成16年度	619,120	576,650	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 水産物の供給基盤としての役割を担っている漁村の活性化を図り、水産物の安定供給を図ることを目的としたこの補助金は、地域内水産業のみならず、観光や流通産業等地域経済の発展に大きく貢献するものであるとともに、施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による準公共事業として国の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 消費者に水産物を安定供給するために、国庫補助事業により実施する準公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、漁港漁村活性化対策事業費補助金により施設整備を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 海洋深層水の取水施設が整備されることにより、栽培漁業センターで中間育成しているアワビの成長促進や、漁業者によるハバノリの陸上養殖への活用、水産加工業者による干物作り等への利用による付加価値の向上等により、水産業の振興及び漁村地域の活性化が図られ、地域の特性を生かした安全で優れた特色のある水産物が安定的に供給される環境づくりが促進され、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策を達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の水産業振興総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)及び漁港高度利用促進対策事業の運用について(平成12年3月24日付け12水港第721号水産庁長官通知)に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	水産基盤室	



補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-7	漁村コミュニティ基盤整備事業費補助金	尾鷲市 尾鷲市中央町 10-43	平成16年度	62,950	58,300	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 水産物の供給基盤としての役割を担っている漁村の活性化を図り、水産物の安定供給を図ることを目的としたこの補助金は、地域内水産業のみならず、観光や流通産業等地域経済の発展に大きく貢献するものであるとともに、施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による準公共事業として国の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 消費者に水産物を安定供給するために、国庫補助事業により実施する準公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、漁村コミュニティ基盤整備事業費補助金により施設整備を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 海洋深層水を利用した水産加工体験等ができる交流基盤施設が整備されることにより、広く海洋深層水をPRし、海洋深層水を活用した水産業の振興や都市部の人々との交流促進により、漁村地域の活性化が図られ、地域の特性を生かした安全で優れた特色のある水産物が安定的に供給される環境づくりが促進され、安心を支える力強い農林水産業の振興という政策を達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の水産業振興総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)及び新漁村コミュニティ基盤整備事業の運用について(平成14年3月29日付け13水港第4216号水産庁長官通知)に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	水産基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-4 (17-1-8)	家畜排せつ物 利活用整備事 業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸 之内116	平成16年 度～平成1 7年度	232,012	112,029	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 家畜排せつ物の野積みを解消し、環境負荷を低減することを目的としたこの補助金は、環境と共生した農業・農村の振興を図るとい理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 事業者が環境にやさしい持続的な生産活動を行うため、家畜排せつ物の適正管理と有機性資源の供給源として機能が求められているが、本事業の実施にあたっては、多額の経費を必要とし、補助金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、堆肥施設等の整備事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 家畜排せつ物処理のための堆肥舎整備の事業の実施により、環境にやさしい持続的な生産活動への取組という目標を家畜排せつ物の野積みの改善による環境負荷の低減により達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 生産振興総合対策等補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しており妥当である。また、事業主体は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、家畜排せつ物の処理施設を緊急に整備する必要があるという理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	農畜産 室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-5 (17-1-9)	新グリーンツーリズム総合推進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成16年度	184,813	184,483	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 外部(不)経済」 過疎化、高齢化が進行する中山間地域において、都市住民と中山間地域の交流を軸とした活性化を促進することを目的とするこの補助金は、これらの地域の維持、発展に寄与するとともに、地域の持つ多面的機能を発揮させるものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中山間地域の過疎化、高齢化が深刻化する一方、都市住民の自然志向、スローライフ志向などのこれらの地域に対する期待が高まっていることから、地域の活性化と多面的機能を発揮させる本事業は必要である。</p> <p>(効果) 都市住民との交流拠点の整備、地域の受入体制の整備、体験イベントを実施したことにより、事業実施市町の入込客数の増加などの効果が見られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) やすらぎ空間整備事業実施要領に基づき、国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国庫補助金を活用しなければ事業実施が困難である。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-2	団体営災害復旧事業費補助金	大台町 (旧宮川村) 多気郡大台町 佐原750	平成16年度	126,561	35,213	<p>(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱</p> <p>(公益性) 農地及び農業用施設の災害復旧を目的としたこの補助金は、農林水産業の維持を図り併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土保全を担うという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農林水産業の基本的な施設である農地及び農業用施設の災害復旧を迅速に行い維持を図ることが、農家経営の安定とひいては食料の安定供給につながるという理由により、団体営災害復旧事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 団体営災害復旧事業の実施により「農業生産基盤の整備」という施策について、農地及び農業用施設61施設(うち繰越13施設)を事業完了させることにより達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、農林水産業者の経済をもつて災害復旧を適切かつ迅速に行うことは困難であり、国及び事業主体の補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	農業基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-3	団体営災害復旧事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成16年度	72,043	9,109	<p>(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱</p> <p>(公益性) 農地及び農業用施設の災害復旧を目的としたこの補助金は、農林水産業の維持を図り併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土保全を担うという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農林水産業の基本的な施設である農地及び農業用施設の災害復旧を迅速に行い維持を図ることが、農家経営の安定とひいては食料の安定供給につながるという理由により、団体営災害復旧事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 団体営災害復旧事業の実施により「農業生産基盤の整備」という施策について、農地及び農業用施設60施設(うち繰越1施設)を事業完了させることにより達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、農林水産業者の経済をもつて災害復旧を適切かつ迅速に行うことは困難であり、国及び事業主体の補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	農業基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-4 17-2-5	団体営災害復旧事業費補助金	紀北町 (旧紀伊長島町) (旧海山町) 北牟婁郡紀北町海山区相賀 495-8	平成16年度	546,496 (123,309) (423,187)	341,132 (79,308) (261,824)	<p>(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱</p> <p>(公益性) 農地及び農業用施設の災害復旧を目的としたこの補助金は、農林水産業の維持を図り併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土保全を担うという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農林水産業の基本的な施設である農地及び農業用施設の災害復旧を迅速に行い維持を図ることが、農家経営の安定とひいては食料の安定供給につながるという理由により、団体営災害復旧事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 団体営災害復旧事業の実施により「農業生産基盤の整備」という施策について、農地及び農業用施設34施設(うち繰越19施設)を事業完了させることにより達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、農林水産業者の経済をもって災害復旧を適切かつ迅速に行うことは困難であり、国及び事業主体の補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	農業基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
16-1-3	産業集積促進補助金	シャープ株式会社 代表取締役社長 町田 勝彦 大阪市阿倍野区長池町22-22	平成15年度～平成30年度	9,000,000	650,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 地域間競争の激しい企業誘致にあつては、優遇制度においても他府県への競争力を確保する必要がある。また、企業立地が実現の際には、地域雇用及び県税収入の増加といった目に見える成果に繋がり、県内経済の活性化が図られるため、高い公益性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 当該補助金を活用して誘致した、シャープ(株)亀山工場の立地に伴い、新たに関連企業11社が県内へ新規立地し、県内既存関連企業でも6社が工場を増設し、営業拠点1社が立地する等、予想を上回るペースでFPD関連産業の集積効果が現れてきている。また、平成17年5月末時点で、亀山工場の敷地内で3,316人(協力企業18社を含む)の雇用、関連企業19社で2,421人の雇用が生まれ、当該立地に係る直接雇用者数は全体で約5,700人と大規模な雇用創出に繋がった。 その他にも、亀山市内のアパート・ホテルの新規着工数の増加やバス路線の新規開通・タクシー会社の新規参入等、地域の活性化も図られてきており、当該誘致がもたらした効果は絶大である。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p> <p>(継続評価の理由) 債務負担行為を設定しているため。</p>	継続	企業立地室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-1 (17-2-2)	宮川浄化センター環境整備事業負担金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	136,461	<p>(根拠) 宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金交付要綱</p> <p>(公益性) 年次計画に基づき処理場周辺地域の公共・公益施設の整備に対して、負担金を交付することは、処理場周辺地域の環境整備を促進するとの理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者(市町)に対して、当該事業に要する経費を交付することは必要である。</p> <p>(効果) 処理場と一体的に整備することにより、地域全体の環境改善に資することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者が行う公共施設の整備に対して、年次計画に基づき負担金の交付を行うことが最も有効な方法である。</p>	下水道室	



補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-3	南部浄化センター 環境整備事業負担金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	107,600	<p>(根拠) 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金交付要綱</p> <p>(公益性) 年次計画に基づき処理場周辺地域の公共・公益施設の整備に対して、負担金を交付することは、処理場周辺地域の環境整備を促進するとの理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者(市町)に対して、当該事業に要する経費を交付することは必要である。</p> <p>(効果) 処理場と一体的に整備することにより、地域全体の環境改善に資することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者が行う公共施設の整備に対して、年次計画に基づき負担金の交付を行うことが最も有効な方法である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-4	市街地再開発事業補助金(住宅局)	津市 津市西丸之内23番1号	88,940	<p>(根拠)                      県土整備部関係補助金等交付要綱                      (公益性)                      都市機能の向上を図り、公共の福祉に寄与するまちづくりの推進を目的としたこの補助金は、民間資金だけでは実現困難な再開発事業について補助を行うものであり、複数市町にまたがる広域的な都市住宅等に対する需要や都市機能に対するニーズに対応し、地区周辺の活性化に繋がること                      の理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性)                      当事業は近鉄津新町駅前に立地する商業施設の建て替え事業であるが、当施設は、津の副都心である近鉄津新町駅前に立地しているにも拘わらず、テナントのほとんどが撤退し、低利用となっており、適切な商業施設の設置や良質な都市型住宅の確保等を通じて土地の高度利用を図ることが必要となっている。</p> <p>(効果)                      当事業は、平成15年度から平成17年度までの3ヶ年事業であるが、平成17年度末に当初計画どおり事業が完了し、耐震性の向上はもとより防災性や高齢者等に配慮した優良な都市型住宅を含む複合施設が完成した。これにより、政策及び施策の目標である「安全で快適なまちづくり」が達成できた。</p> <p>(交付基準等の妥当性)                      安全で快適な都市環境の整備のため、国土交通省の補助事業である優良建築物等整備事業制度要綱等に基づき近鉄津新町駅前で施行される民間の再開発事業にかかる経費について補助を行うことが最も有効な方法である。</p>	住宅室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
17-2-5	市街地再開発事業補助金(住宅局)	桑名市 桑名市中央町2丁目3 7番地	138,140	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 都市機能の向上を図り、公共の福祉に寄与するまちづくりの推進を目的としたこの補助金は、民間資金だけでは実現困難な再開発事業について補助を行うものであり、複数市町にまたがる広域的な都市住宅等に対する需要や都市機能に対するニーズに対応し、地区周辺の活性化に繋がるとの理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 事業地区は桑名駅前の大規模商業ビルの敷地を含む土地であるが、当該ビルは5年以上にわたり閉鎖状態が続き、周辺環境の悪化、周辺商店街の空洞化等が深刻な問題となっている。そこで、事業施行者に対し支援を行い、適切な商業・公共施設の設置や良質な都市型住宅の確保等を通じて「快適な都市環境の整備」を進めることが必要である。</p> <p>(効果) 当事業は、平成15年度から平成17年度までの3ヶ年事業であるが、平成17年度末に当初計画どおり事業が完了し、耐震性や利便性の向上はもとより、駅前の魅力向上に寄与し、環境や高齢者等にも配慮した複合施設が完成した。これにより、政策及び施策の目標である「安全で快適なまちづくり」が達成できた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 安全で快適な都市環境の整備のため、国土交通省の補助事業である優良建築物等整備事業制度要綱等に基づき桑名駅前で行われる民間の再開発事業にかかる経費について補助を行うことが最も有効な方法である。</p>	住宅室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-1	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	津市 津市西丸之内23番1号	139,580	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 津市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を16.7%(平成7年度末)から29.6%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-2	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	230,551	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 四日市市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を38.6%(平成7年度末)から53.6%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-3	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	164,687	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 松阪市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を0% (平成7年度末) から12.8% (平成12年度末) にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-4	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18 - 18	136,858	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 鈴鹿市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を9.3%(平成7年度末)から23.9%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-1-5	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	いなべ市 いなべ市員弁町笠田新田111	76,963	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対しては、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) いなべ市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を18.5%(平成7年度末)から62.3%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	



第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	全体計画		当該年度 の交付額	翌年度以 降の交付 予定額	評価を行 う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
18-1-1 (17-2-2)	宮川浄化センター環 境整備事業負担金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7 - 29	H17~18	136,461	99,161	37,300	H19.3	繰越によるため。	下水道室	

補助金等継続評価結果調査書

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-1 (16-3-1)	宮川浄化センター環境整備事業負担金 (平成16年度)	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目 7-29	H16~H17	95,000	15,485	<p>(根拠) 宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金交付要綱(公益性) 年次計画に基づき処理場周辺地域の公共・公益施設の整備に対して、負担金を交付することは、処理場周辺地域の環境整備を促進するとの理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者(市町)に対して、当該事業に要する経費を交付することは必要である。</p> <p>(効果) 処理場と一体的に整備することにより、地域全体の環境改善に資することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者が行う公共施設の整備に対して、年次計画に基づき負担金の交付を行うことが最も有効な方法である。</p>	完了	下水道室	

補助金等継続評価結果調査書

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-1-1	市街地再開発事業補助金(住宅局) (平成16年度)	桑名市 桑名市中央町2丁目37	H16~17	78,615	11,890	(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱(公益性) 都市機能の向上を図り、公共の福祉に寄与するまちづくりの推進を目的としていることから公益性を有する。 (必要性) 桑名駅前地区は、周辺環境の悪化、周辺商店街の空洞化等が深刻な問題となっていることから、「快適な都市環境の整備」を進めることが必要である。 (効果) 再開発地区の利便性の向上はもとより、駅前の魅力向上に寄与し、環境や高齢者等にも配慮した複合施設が完成した。これにより、政策及び施策の目標である「安全で快適なまちづくり」が達成できた。 (交付基準等の妥当性) 国土交通省の補助事業である優良建築物等整備事業制度要綱等に基づき桑名駅前で行われる民間の再開発事業にかかる経費について補助を行うことが最も有効な方法である。	完了	住宅室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-1	高速道路関連公共事業補助金 (平成16年度)	亀山市 亀山市本丸町577	H16~17	114,400	83,148	(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 高速道路の整備を円滑に促進するものであるとの理由から公益性を有する。 (必要性) 高速道路に関連する公共施設の基盤整備が不可欠なため、補助金の交付は必要である。 (効果) 当該事業の効率的な実施により高速道路事業が円滑に進められた。 (交付基準等の妥当性) 高速道路の整備を円滑に促進するために市町が行う高速道路に関連する公共施設整備であり、補助金を交付することが最も有効な方法である。	完了	高速道路 道路企画室	

補助金等評価結果調書

(部局名：教育委員会) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室名	備考
17-2-1 (18-2-1)	公立学校職員互助会助成金	(財)三重県公立学校職員互助会 理事長 小林秀則 津市栄町1丁目981	393,559	根拠 地方公務員法、三重県公立学校職員の共済制度に関する条例、教育関係事業補助金等交付要綱 三重県内の教育関係職員の福利増進を目的としたこの補助金は、地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するために補助するものであり、教育関係職員の教養を高めるとともに公務能率を増進させることにより三重県教育の振興発展を図ることに資するものである。 この事業を実施することにより、教育関係職員の資質向上と公務能率の増進を図るための福利厚生事業を幅広く効果的に提供することができ、交付目的である教育関係職員の福利増進を図ることができた。	福利 給与室	

補助金等評価結果調書

(部局名:警察本部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
1	三重県警察職員互助会助成金	財団法人三重県警察職員互助会(津市栄町1丁目100番地)	99,059	<p>(根拠)地方公務員法、三重県警察職員の共済制度に関する条例、財団法人三重県警察職員互助会補助金交付要綱</p> <p>三重県警察職員の福利増進を目的としたこの補助金は、地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するために補助するものであり、職員の公務能率を増進させることにより警察行政の能率的な運営を図ることに資するものである。県が地方公務員法第42条に基づく厚生制度を実施するに当たり、対象・目的が同じである三重県警察職員互助会に対し助成し、事業を実施するのが最も効率的・効果的な方法である。</p> <p>この事業の実施により、職員の公務能率の向上を図るための福利厚生事業を幅広く効果的に提供することができ、交付目的である三重県警察職員の福利増進を図ることができた。</p>	警察本部厚生課	